

(別記様式第3)

御殿場市統合型地理情報システム及び公開型地理情報システム導入業務に係る
公募型プロポーザル共同事業体結成届

令和7年 月 日

御殿場市長 様

共同事業体の名称

○○○○○○○○○

構成員（代表者）	住 所	
	法人名	
	代表者職氏名	印
構成員	住 所	
	法人名	
	代表者職氏名	印

この度、下記業務を受託するため、共同事業体を結成しましたので、共同事業体協定書の
写しを添えて結成届を提出します。なお、この届および添付書類の全ての記載事項は、事実
と相違のないことを誓約します。

記

1 業務名

御殿場市統合型地理情報システム及び公開型地理情報システム導入業務

(別記様式第3)

共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

- (1) 御殿場市統合型地理情報システム及び公開型地理情報システム導入業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同事業体は、〇〇〇〇（以下「事業体」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を に置く。

(成立の時期および解散の時期)

第4条 当事業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後1年間を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を受託することができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所および名称)

第5条 当事業体の構成員は次のとおりとする。

住所

名称

代表者

住所

名称

代表者

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、業務の履行に関し、当事業体を代表して、発注者および監督官庁等と折衝する権限ならびに自己の名義をもって委託料（前払金および部分払金を含む。）の請求、受領および当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物および部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章および

第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当事業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当事業体の解散後、当事業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○○業務 ○○○○○○○○○○○○

○○○○業務 ○○○○○○○○○○○○

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当事業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担作業に関し、発注者および第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当事業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当事業体が業務を完了するまでは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員および発注者の承認を得て、新たな構成員を当事業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項および第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇および〇〇〇〇〇〇は、上記のとおり〇〇業務共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和7年 月 日

〇〇〇〇〇〇 (共同事業体名称)

代表者 〇〇〇〇〇〇 (法人名) 〇〇〇〇〇〇 (職・氏名)

〇〇〇〇〇〇 (法人名) 〇〇〇〇〇〇 (職・氏名)

(別記様式第3)

共同事業体協定書第8条に基づく協定書

御殿場市統合型地理情報システム及び公開型地理情報システム導入業務については、共同事業体協定書第8条の規定により、当事業体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分および地方消費税分を含まない）

御殿場市統合型地理情報システム及び公開型地理情報システム導入業務の〇〇業務
円

御殿場市統合型地理情報システム及び公開型地理情報システム導入業務の〇〇業務
円

〇〇〇〇〇〇および〇〇〇〇〇〇は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和7年 月 日

〇〇〇〇〇〇（共同事業体名称）

代表者 〇〇〇〇〇〇（法人名） 〇〇〇〇〇〇（職・氏名）

〇〇〇〇〇〇（法人名） 〇〇〇〇〇〇（職・氏名）